

監査公表第18号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年3月14日

新城市監査委員 近 藤 隆
新城市監査委員 滝 川 健 司

第1 監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査対象

指定管理施設 新城地域文化広場

指定管理者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

所管部課 教育部生涯共育課

第3 監査に当たった監査委員

近藤 隆、滝川健司

第4 監査の期間

平成30年8月23日～平成31年3月1日

（現地監査日 平成30年9月20日）

第5 監査の方法

新城地域文化広場の指定管理等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行った。また、施設の現地査察を行い、関係法令及び協定書等に沿って適正な施設管理及び事務処理が行われているかどうかの主眼において監査を実施した。

所管課に対しては、指定管理等に係る事務の執行状況、指定管理者の選定経過及び協定書の内容、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第6 監査の結果等

1 監査対象の概要

新城地域文化広場は、地域住民の文化教養の向上及び福祉の増進を図るため、新城市字下川地内に設置された施設で、文化会館（文化ホール、ふれあい会館）、ふるさと情報館（図書館、郷土資料室）及びはなのき広場（自由広場、はなのき広場）の各施設から構成されている。

株式会社ケイミックスパブリックビジネスは、地方自治法に基づく指定管理者制度によるスポーツ施設・教育・文化・研究施設・医療・社会福祉施設等の公共施設の管理・運營業務、文化ホール施設の管理・運營業務、コンサート・

演劇等の興行及びカルチャー教室の経営、ビルメンテナンス及び運営サービスに関する業務等の事業を営むことを目的とする東京都に本店を置く法人で、愛知県内はじめ全国で類似の文化施設を指定管理者として管理運営しており、新城地域文化広場の現地監査日現在の従業者数は5名であった。

なお、図書館については教育部生涯共育課が直接管理すること、文化会館内レストランについては新城市行政財産使用料条例に基づき別に運営されていることから、本監査から除外することとした。

2 監査対象事業について

新城地域文化広場の指定管理事業

指定方法 公募

指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

指定管理料（平成29年度及び平成30年度にあつては7月31日まで）

平成29年度

地域文化広場管理事業分 91,694,000円

文化事業分 6,950,000円

計 98,644,000円

平成30年度

地域文化広場管理事業分 45,992,500円

(91,985,000円のうち)

文化事業分 3,200,000円

(6,400,000円のうち)

計 49,192,500円

(98,385,000円のうち)

利用料金制 なし

3 監査の結果

指定管理事業については、関係法令及び協定書等に沿って概ね適正に処理されていると認められたが、引き続き当該施設の指定管理の実施状況の把握に努め、適切な指導監督に当たられるよう望むものである。

なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月を目途に通知されたい。

【株式会社ケイミックスパブリックビジネス】

指摘事項

1 事業収支予算額と実収支額に差異の大きな項目が見受けられた。施設、設備等の異動状況を把握し、適正な事業収支計画に努めるとともに、後年度の事業費算定に反映できる仕組みを整えられたい。

2 施設備品等の管理において、施設担当課（市）の物品一覧と施設備付

けの備品等リストに整合のとれないものがあつた。異動状況を反映した最新のものを両者に備え付けるとともに、管理方法を統一し、適切な管理に当たられたい。

意見

指定管理料のうち修繕費及び文化事業開催費については、執行残額が生じた場合は会計年度終了後に返還することとされているので、会計上、明確な区分をするようにされたい。

【教育部生涯共育課】

指摘事項

- 1 指定管理料は年度分を四半期ごとに分割交付することとしているが、平成30年度第1回交付時に遅延が見受けられた。基本協定書及び年度協定書に従い、確実な事務執行に努められたい。
- 2 事業収支予算額と実収支額に差異の大きな項目が見受けられた。施設、設備等の異動状況を把握し、適正な事業収支計画に努めるとともに、後年度の事業費算定に反映できる仕組みを整えられたい。
- 3 施設備品等の管理において、施設担当課（市）の物品一覧と施設備付けの備品等リストに整合のとれないものがあつた。異動状況を反映した最新のものを両者に備え付けるとともに、管理方法を統一し、適切な管理に当たられたい。

意見

- 1 開館から30年程経過し、施設の老朽化が懸念されることから、計画的な施設整備に努め、長寿命化を図られたい。
- 2 施設の適正かつ円滑な運営を図るため、情報交換や業務の調整を行う運営協議会を設置することとしているが、年1回の開催に留まっていた。運営協議会で協議された事案に対するフォロー、協議を深め、業務改善、サービス向上を図るため、運営協議会の複数回開催について検討等されたい。